

伊豆市告示第29号

伊豆市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように定める。

平成24年3月16日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、伊豆市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、伊豆市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により市長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、消防団活動に協力する事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、伊豆市消防団協力事業所推薦書(様式第2号)により推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合において、当該事業所等に消防関係法令上の違反がなく、かつ、当該事業所等が次の各号のいずれかの要件に適合していると認めるときは、消防団協力事業所としての認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、1人以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証(様式第3号。以下「表示証」という。)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町にある場合は、協議の上、他の市町長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町にある場合は、前項の表示の他に、当該事業所等が所在する市町の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。この場合において、様式第3号に定める表示証の寸法を、同率に拡大又は縮小したものを表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告  
（表示証交付整理簿の備え付け）

第7条 市長は、表示証の交付に際して、伊豆市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、表示証の交付の取り消しをすることができる。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (4) その他協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により表示証の交付を取り消したときは、伊豆市消防団協力事業所表示証交付取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 表示証の交付を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第10条 市長は、協力事業所の名称、伊豆市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（所掌）

第11条 この告示に関する事務は、消防団担当課において所掌する。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。